

令和 2 年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】

～安全確保と環境保全是、
クルマの点検・整備から～



2020 自動車点検整備推進運動

目 次

はじめに.「整備主任者」について	1
------------------	---

(整備関係)

1. 自動車特定整備事業者の処分事例（全国）	3
------------------------	---

(保安基準、検査関係)

2. 自動車技術総合機構審査事務規程の第24～30次改正の概要 （（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	4
3. 自動車技術総合機構審査事務規程の改正内容及びお知らせ （（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	5

(参考資料等)

4. スキャンツールの導入補助を開始 ～ 車載電子機器の故障や劣化の 把握をサポートする整備機器の導入を支援します ～ （令和2年7月17日 国土交通省）	55
6. 保安基準緩和認定の取消処分について （令和2年5月29日 北海道運輸局）	56
7. 点検又は整備料金に関する遵守事項について(景品表示法のしくみ) （パンフレット抜粋 消費者庁）	57

8. 北海道運輸局管内整備事業の現況（統計情報） （北海道運輸局 資料）	58
9. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表 （北海道運輸局 資料）	61
10. 重量税早見表 （北海道運輸局 資料）	63
11. 次回車検重量税額照会サービス （北海道運輸局 資料）（軽自動車検査協会HP画面）	64
お問い合わせ先一覧 （北海道運輸局 資料）	67

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されています。

そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 特定整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
	□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 特定整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(一部抜粋)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからウまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第3号の者が第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

※ 下線部分は、令和2年2月6日付け、国土交通省令第6号による改正部分であり、令和2年4月1日施行

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

< 事例 > 自動車分解整備事業の停止（20日間）

【違反の概要】

運送事業者より、自社の事業用自動車の運行中において右後前軸のタイヤ2本がハブボルトの折損により脱落したとの事故報告があり、直近で車検整備を依頼した当該整備工場における整備作業ミスに起因する可能性が指摘されていたため特別監査を実施した。

監査の結果、車検作業時の車輪取付過程においてホイールナット・ボルトの一部に締め付け不足があったため、インナーボルトに負担がかかりボルトが破断し車輪脱落につながり、事故に至ったというものであり、分解整備作業に重大な瑕疵があることを確認した。

また、分解整備記録簿への分解マークの記載漏れがあることを確認した。

【違反事項】

- ・ 分解整備作業に重大な瑕疵があった（事故を惹起した）（1台）
- ・ 分解整備記録簿の一部記載漏れ

【指定事業違反事項】

- ・ 適合証交付自動車に点検整備上の瑕疵があった。（事故を惹起した）（1台）

【指定事業者の処分】

- ・ 保安基準適合証等交付停止20日間

< 参考 >

自動車整備事業者に対する行政処分等については、北海道運輸局ホームページに掲載しております。

（以下 URL のページで確認できます）

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/gyoseisyobun/seibi/index.html>

（QRコード）



(独) 自動車技術総合機構審査事務規程の第24次～第30次改正の概要について

○第24次改正（令和元年10月3日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第25次改正（令和元年10月15日付け）

- ✓ 幼児専用車の定義の変更
- ✓ 座席ベルトに係る協定規則の改正に伴う改訂版の適用
- ✓ 座席、座席取付装置及び頭部光景抑止装置に係る協定規則の改正に伴う改訂版の適用
- ✓ 灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された3法規に統合されることに伴う、新たな協定規則の適用
- ✓ 車両総重量が8 tを超える貨物自動車等に係る側方衝突警報装置の新設
- ✓ 二輪自動車用J-OBディに係る規定を追加

○第26次改正（令和元年12月27日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第27次改正（令和2年1月31日付け）

- ✓ 協定規則第152号（乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置）の取込み
- ✓ 運転者の視野遮へい物の装着禁止に係る改正
- ✓ 新規検査等提出書面審査要領に係る計算書を省略できる場合の取扱いを明確化

○第28次改正（令和2年3月31日付け）

- ✓ 「敷地等における秩序維持等」の明確化
- ✓ アンサーバック機能を有する灯火に係る規定の整理

○第29次改正（令和2年4月2日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第30次改正（令和2年6月12日付け）

- ✓ 用語の定義に「農耕作業用トラレーラ」を追加
- ✓ 自動運行装置を備える自動車に係る規定の新設
- ✓ 二輪自動車等のすれ違い前照灯の審査方法に係る規定の整理

審査事務規程の一部改正について（第 24 次改正）

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）について一部改正を行います。

1-1. 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（3 項目）】

- TRIAS 17-R110(1)-01 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（単品））
- TRIAS 31-J044GTR002-01 二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTG））
- TRIAS 31-J115(2)-01 車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OBDD II）

【一部改正する試験項目（1 項目）】

- TRIAS 31-J115(1)-01 車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OBDD I）

1-2. その他様式 1～6（審査結果通知書の様式）の「平成」の記載を削除する等の所要の改正所用の改正を行います。

2. 関連する法令等

【省令】

- 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号）
- 道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和元年 10 月 3 日国土交通省令第 39 号）

【告示】

- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号）
- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 31 年 2 月 15 日国土交通省告示第 212 号）
- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年 10 月 3 日国土交通省告示第 589 号）

3. 施行日

令和元年 10 月 3 日

審査事務規程の一部改正について（第 25 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第 176 回及び第 177 回会合関係]

- 座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、同規則第 8 改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

- 座席取付装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」の改正に伴い、同規則第 9 改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

- 灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された 3 法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64 において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第 148 号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第 149 号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第 150 号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

- 車両総重量が 8t を超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98 の 4、7-98 の 4、8-98 の 4]

対象車：令和 4 年 5 月 1 日以降の新型車

令和 6 年 5 月 1 日以降の継続生産車

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和元年 10 月 15 日国土交通省令第 40 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年 10 月 3 日国土交通省告示第 589 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年 5 月 28 日国土交通省告示第 68 号、令和元年 10 月 15 日国土交通省告示第 714 号）

3. 施行日

令和元年 10 月 15 日

審査事務規程の一部改正について（第 26 次改正）

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）について一部改正を行います。

1. 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（2 項目）】

- ①TRIAS 31-J049GTR019-01 燃料蒸発ガス試験（世界統一技術規則第 19 号）
- ②TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）

【一部改正する試験項目（8 項目）】

- ③TRIAS 02-001-01 諸元測定試験
- ④TRIAS 10-R121-02 操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号）
- ⑤TRIAS 11(2)-J008R062-01 二輪自動車等の施錠装置試験
- ⑥TRIAS 17-R110(2)-02 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（車両））
- ⑦TRIAS 18(2)-R058(1)-02 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品））
- ⑧TRIAS 18(2)-R058(2)-03 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））
- ⑨TRIAS 30-R041-02 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
- ⑩TRIAS 30-R051-01 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）

2. 別表 2（2-4 関係）に外国の試験機関を追加します。

（試験項目）電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験

（試験機関）UTAC（仏）

3. その他、誤記訂正や引用条項の条ずれの改正漏れの修正といった所要の改正を行います。

2. 関連する法令等

【省令】

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和元年 10 月 15 日国土交通省令第 40 号）[②関係]

【告示】

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号）[⑦、⑧関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 7 月 19 日国土交通省告示第 945 号）[④関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 31 年 2 月 15 日国土交通省告示第 212 号）[①関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年 10 月 15 日国土交通省告示第 714 号）[②、③、⑤、⑥、⑨関係]

3. 施行日

令和元年 12 月 27 日

審査事務規程の一部改正について（第 27 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第 178 回会合関係]

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 152 号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととします。[7-15、8-15、7-16、8-16]

対象車：令和 3 年 11 月 1 日（輸入自動車は令和 6 年 7 月 1 日）以降の新型車

令和 7 年 12 月 1 日（輸入自動車は令和 8 年 7 月 1 日）以降の継続生産車

- その他、協定規則の改定に伴う改正を行います。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 1 月 31 日国土交通省告示第 52 号）

3. 施行日

令和 2 年 1 月 31 日

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

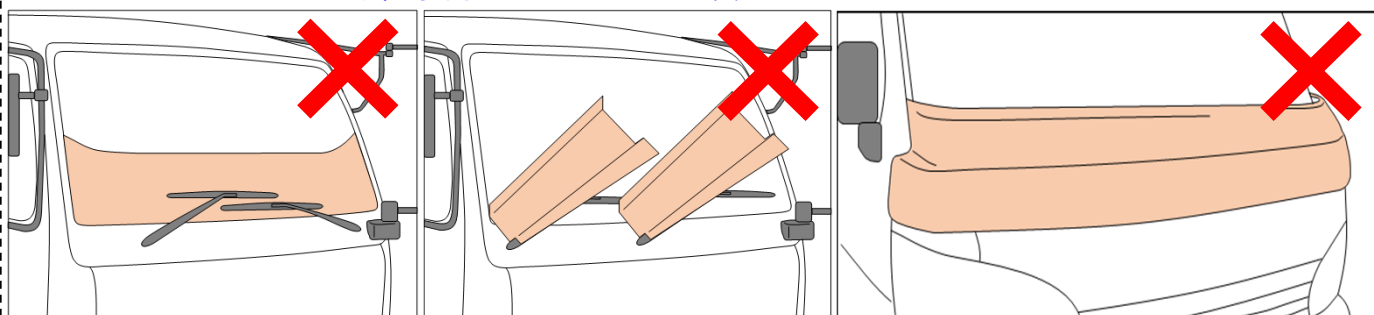
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

審査事務規程の一部改正について（第 28 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 「敷地等における秩序維持等」の明確化

的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

② 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。

[1-3, 6-92, 7-92, 8-92]

対象車：全車

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 3 月 31 日国土交通告示第 463 号）

3. 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

審査事務規程の一部改正について（第 29 次改正）

1. 改正概要

- ◆ 自動運行装置の基準導入や UN 規則の改正等に伴う道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正及び日本産業車両協会規格（JIVAS-S）※の審査事務規程への反映等のため、審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）の一部改正を行う。

※日本産業車両協会規格（JIVAS-S）は、特殊な形状を有し、TRIAS に規定される試験方法では対応できない大型特殊自動車について、日本産業車両協会が定めた試験方法であり、従来から審査業務の参考としてきたもの。

I. 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

【新規追加する試験項目（8 項目）】

（1）自動運行装置関係の基準導入に伴う新規追加（5 項目）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. TRIAS 17(2)-J120-01 | サイバーセキュリティシステム試験 |
| 2. TRIAS 17(2)-J121-01 | プログラム等改変システム試験 |
| 3. TRIAS 48-J122-01 | 高速道路等における低速自動運行装置試験 |
| 4. TRIAS 48-J123-01 | 作動状態記録装置試験 |
| 5. TRIAS 99-023-01 | サイバーセキュリティ業務管理システム試験 |

（2）UN 規則・細目告示等の改正に伴う新規追加（3 項目）

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 6. TRIAS 08-008-01 | 燃料消費率試験（圧縮水素燃料電池自動車） |
| 7. TRIAS 12-R152-01 | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号） |
| 8. TRIAS 18-R026-01 | 外部突起試験（協定規則第 26 号） |

【一部改正する試験項目（22 項目）】

（1）UN 規則・細目告示等の改正に伴う一部改正（7 項目）

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 9. TRIAS 02-001-01 | 諸元測定試験 |
| 10. TRIAS 08-002-03 | 燃料消費率試験（WLTC モード） |
| 11. TRIAS 09-R030-01 | 乗用車用空気入りタイヤ試験（協定規則第 30 号） |
| 12. TRIAS 09-R064-02 | 応急用予備走行装置試験（協定規則第 64 号） |
| 13. TRIAS 11-R079-03 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| 14. TRIAS 12-R078-03 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号） |
| 15. TRIAS 43(7)-R138-02 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |

（2）JIVAS-S の取込のための一部改正（11 項目）

16. ～26. 最大安定傾斜角度試験、最小回転半径試験等

（3）その他、利便性の向上等のための一部改正（4 項目）

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 27. TRIAS 10-R060-01 | 二輪自動車の操作装置及び表示装置試験（協定規則第 60 号） |
| 28. TRIAS 18(2)-R058(1)-02 | 突入防止装置（協定規則第 58 号（単品）） |
| 29. TRIAS 18(2)-R058(2)-03 | 突入防止装置（協定規則第 58 号（車両）） |
| 30. TRIAS 43(8)-R144-01 | 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号） |

11. 別表 2（2-4 関係）の一部改正を行う。

（１）外国の試験機関を追加する。

（試験項目）・諸元測定試験

- ・電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験

（試験機関）IDIADA（西）

（２）内燃機関のみを原動機とする自動車に限る制限を解除する。

（試験項目）・燃料消費率試験（WLTC モード）

- ・軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）

（試験機関）UTAC（仏）

2. 関連する法令等

【省令】

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和 2 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号）[7. 関係]
- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省令第 20 号）[1. ～4. 関係]
- ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和 2 年 4 月 2 日国土交通省令第 41 号）[6. 関係]

【告示】

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号）[8. 関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 1 月 31 日国土交通省告示第 52 号）[7. 、 11. ～15. 関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省告示第 463 号）[1. ～4. 関係]
- ・サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明実施要領（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省告示第 465 号）[5. 関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（令和 2 年 4 月 2 日国土交通省告示第 521 号）[6. 関係]

3. 施行日

令和 2 年 4 月 2 日

審査事務規程の一部改正について（第 30 次改正）

1. 改正概要

自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

【自動運行装置関係】

- 自動運行装置は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関する基準に適合するものでなければならないこととします。[6-104、7-104、8-104]

対象車：自動車の製作年月日にかかわらず、自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

【電気装置関係】

- 自動運行装置を備える自動車の電気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないこととします。[7-25、8-25]
- ・サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関する基準
 - ・当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関する基準

【座席関係】

- 協定規則第 80 号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等に座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付方法の試験について静的試験を禁止することとします。[7-39]

対象車：令和 3 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省令第 20 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省告示第 463 号、令和 2 年 5 月 29 日国土交通省告示第 629 号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 6 月 10 日国土交通省告示第 662 号）

3. 施行日

令和 2 年 6 月 12 日

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 令和2年10月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

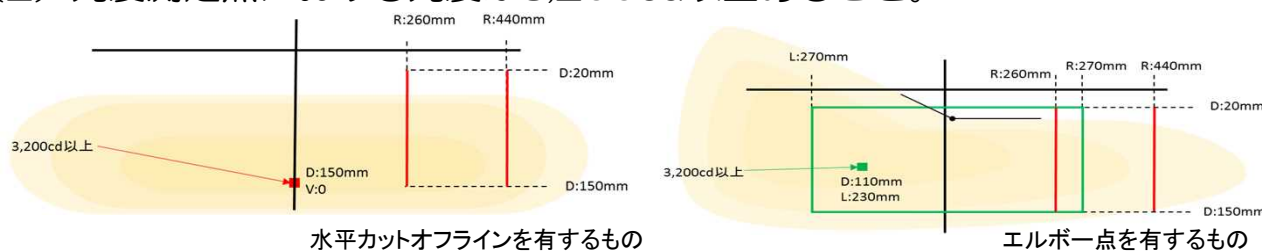
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

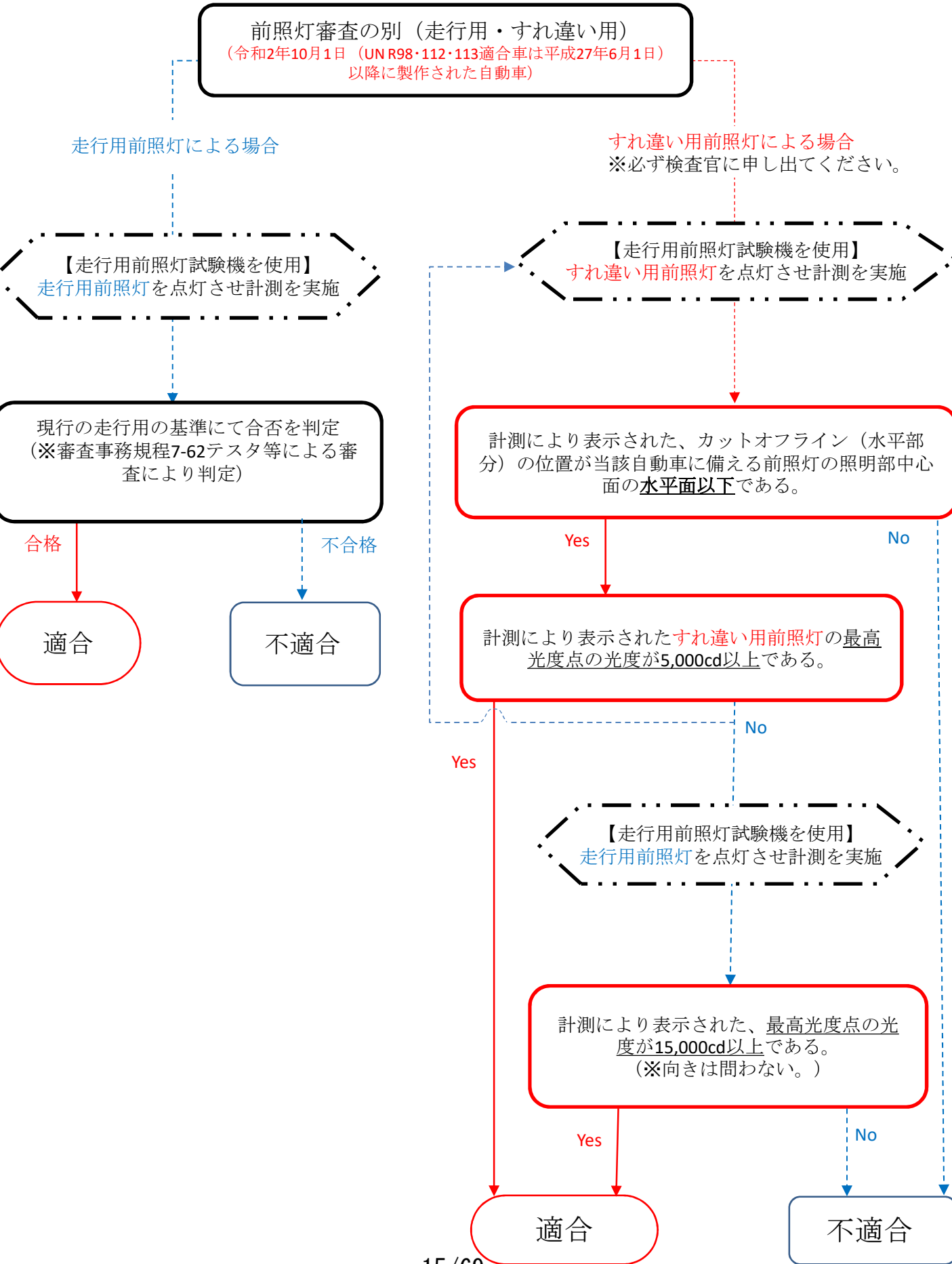


独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年6月12日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和2年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 自動運行装置が備えられている自動車は、第1号様式（その2）「自動運行装置」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

—審査事務規程第 24 次改正—（抜粋） 令和元年 10 月 3 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 25 次改正—（抜粋） 令和元年 10 月 15 日

幼児専用車の定義を改正(1-3)

幼児専用車

専ら幼児の運送の用に供する自動車であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- ① 大人の乗車設備（運転者席及びこれと並列の座席を除く乗車設備をいう。以下本欄において同じ。）を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備の床面積（座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。）が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。

この場合において、非常口及び乗降口（7-47-1（2）に規定するものに限る。）附近に備える保護者用座席（各 1 席に限る。）については大人の乗車設備に含めないのである。

- ② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員が、大人の乗車設備に乗車し得る人員を超えるものであること。

協定規則第16号(座席ベルト)第8改訂版の取込みに伴う改正(6-41、7-41)

6-41 座席ベルト等

7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。

- ① 7-41-2（7）に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09 の 5、6 及び 7 に定める基準。

この場合において、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3.1.中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2（2）②に適合すればよい。

- ② 7-41-2（9）に規定する座席ベルトについては、UN R16-08 の 6.及び 7.に定める基準。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R16-08 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。

- (2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

- ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

7-41 座席ベルト等

7-41-1（略）

7-41-2 性能要件（書面等による審査）

(1)（略）

- (2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

① (略)

- ② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準

ア～オ (略)

〔UN R14-09 の旧シリーズ適用〕

- (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。（適用関係告示第 20 条第 23 項関係）

① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車（③に掲げる自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの

③ 令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの

ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの

④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの

⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの

(4) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6.及び 7.に限る。）に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係）

① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

(5) 7-41-1 及び 7-41-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。

①～⑥（略）

[任意で備える座席ベルト等]

(6) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、7-41-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度

に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(7) から (10) の基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 18 項関係)

① 令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車

② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの

③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの

(7) (6) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 8 項関係)

①～⑤ (略)

(8) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは (7) の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 9 項関係)

①～③ (略)

(9) (6) に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 10 項関係)

①～⑤ (略)

(10) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (9) の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 11 項関係)

①～③ (略)

(11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。

① (3) の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7.に適合する装置

② FMVSS 210 に適合する装置

③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。

この場合において、同別添 3.1.中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。

- ① UN R16-08 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの

②～④（略）

7-41-3（略）

7-41-4 適用関係の整理

(1) ～ (8)（略）

(9) 次に掲げる自動車にあっては、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。

（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの

④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

7-41-5～7-41-11（略）

7-41-12 従前規定の適用⑧

次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 15 項関係）

①～③（略）

7-41-12-1（略）

7-41-12-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 7-41-12-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量

3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5、6.及び 7.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

① 7-41-2 (1) ①に同じ

② 7-41-2 (1) ②に同じ

③ 7-41-2 (1) ③に同じ

- (2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3.にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあつては UN R14-09 の 5.2.1、5.4.1.から 5.4.2.5.まで、5.4.3、5.4.3.2.から 5.4.3.4.まで、6.3.2.から 6.3.4.まで、6.4.3、7.1、7.2.及び 7.3.に定める基準

- ② (略)

〔UN R14-09 の旧シリーズ適用〕

(3) 7-41-2 (3) に同じ

- (4) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S6 の 6、7.及び 8.1.から 8.3.6.までに適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

① 7-41-2 (4) ①に同じ。

② 7-41-2 (4) ②に同じ。

③ 7-41-2 (4) ③に同じ。

- (5) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、①から⑥までの基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。

- ① 7-41-2 (5) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (5) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (5) ③に同じ。
- ④ 7-41-2 (5) ④に同じ。
- ⑤ 7-41-2 (5) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-41-2 (5) ⑥に同じ。

[任意で備える座席ベルト等]

(6) 7-41-12-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、7-41-12-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(7) から (10) の基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。

- ① 令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの

(7) 7-41-2 (7) に同じ。

(8) 7-41-2 (8) に同じ。

(9) 7-41-2 (9) に同じ。

(10) 7-41-2 (10) に同じ。

(11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。

- ① (3) の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7.に適合する装置
- ② (略)

(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、UNR16-06-S6 の 8.1.から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。

- ① UN R16-06-S6 の 6.及び 7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの
- ②～④ (略)

7-41-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車にあっては、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの

④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

7-41-13-1 装備要件

7-41-1 に同じ。

7-41-13-2 性能要件（書面等による審査）

(1) 7-41-2（1）に同じ。

(2) 7-41-2（2）に同じ。

[UN R14-09 の旧シリーズ適用]

(3) 7-41-2（3）に同じ。

(4) 7-41-13-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S3 の 6、7.及び 8.1.から 8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるもの）にあっては 6.及び 7.に限る。）に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

① 7-41-2（4）①に同じ。

② 7-41-2（4）②に同じ。

③ 7-41-2 (4) ③に同じ。

(5) 7-41-13-1 及び 7-41-13-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。）に適合すればよい。

① 7-41-2 (5) ①に同じ。

② 7-41-2 (5) ②に同じ。

③ 7-41-2 (5) ③に同じ。

④ 7-41-2 (5) ④に同じ。

⑤ 7-41-2 (5) ⑤に同じ。

⑥ 7-41-2 (5) ⑥に同じ。

〔任意で備える座席ベルト等〕

(6) 7-41-2 (6) に同じ。

(7) 7-41-2 (7) に同じ。

(8) 7-41-2 (8) に同じ。

(9) 7-41-2 (9) に同じ。

(10) 7-41-2 (10) に同じ。

(11) 7-41-2 (11) に同じ。

(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S3 の 8.1.から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。

① UN R16-07-S3 の 6.及び 7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。

② FMVSS 209 に適合するもの

③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの

④ 以下全ての要件に適合するもの

ア 7-41-2 (12) ④アに同じ。

イ 7-41-2 (12) ④イに同じ。

ウ 7-41-2 (12) ④ウに同じ。

エ 7-41-2 (12) ④エに同じ。

オ 7-41-2 (12) ④オに同じ。

カ 7-41-2 (12) ④カに同じ。

協定規則第148号(信号灯火の統一規定)、第149号(照射灯火の統一規定)、第150号(反射器の統一規定)の採用に伴う改正(6-62～6-96、7-62～7-64、8-62～8-63)

●6-62～6-96

- ✓ 協定規則第148号、第149号、第150号の採用に伴う変更
- ✓ 細目告示別添52の改正に伴う変更

●7-62～7-64、8-62～8-63

- ✓ 協定規則第148号、第149号、第150号の採用に伴う変更

二輪車用 J - O B D IIに係る規定を追加(6-56、7-56)

6-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-56の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。

ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和8年10月31日以前に製作された自動車（令和6年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ.2.3.4.1の規定は適用せず、Ⅲ.2.5.に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。（適用関係告示第28条第1項第20号及び第188項関係）

- ① 総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、COについては2.170g/km、THCについては1.400g/km、NOxについては、0.350g/km
 - ② 総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、COについては2.170g/km、THCについては0.630g/km、NOxについては、0.450g/km
- (2) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素

等発散防止装置指定自動車を除く。)については、(1)の規定にかかわらず、令和元年10月3日付け国土交通省告示第589号による改正前の細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第187項関係)

7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-56-1 性能要件

7-56-1-1 (略)

7-56-1-2 書面等による審査

- (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については⑤の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①及び②の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係)

①～③ (略)

- ④ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 8 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示別添 115 「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ.2.3.4.1.の規定は適用せず、Ⅲ.2.5.の OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係)

ア 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 1.400g/km、NOx については、0.350g/km

イ 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 0.630g/km、NOx については、0.450g/km

- ⑤ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。

なお、③の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

(2) ～ (4) (略)

7-56-2～7-56-3 (略)

7-56-4 適用関係の整理

(1) ～ (8) (略)

(9) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）

7-56-5～7-56-12（略）

7-56-13 従前規定の適用⑨

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）

7-56-13-1 性能要件

7-56-13-1-1 視認等による審査

- (1) 7-55 の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。
- (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。

ただし、③及び④に該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあつては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-55 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

- ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの
- ③ 触媒等が取外されているもの
- ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

7-56-13-1-2 書面等による審査

- (1) 7-55 の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装

置を備えたものであること。

この場合において、令和元年 10 月 3 日付け国土交通省告示第 589 号による改正前の細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。

なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

ア 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの）

ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

② 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。

なお、①の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

[排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予]

(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①及び②の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。

なお、この場合には、8-56-1 (1) ④の規定を準用する。

7-56-13-2 欠番

7-56-13-3 欠番

イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光によって通知する装置について新設
(7-92、8-92)

7-92 その他の灯火等の制限

7-92-1 装備要件

自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係）

(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項）

①～②（略）

③ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm² 以下のものに限る。）

⑭ 走行中に使用しない灯火

- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項）

①～⑨（略）

⑩ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm² 以下のものに限る。）

⑪ 走行中に使用しない灯火

- (3) ～ (4)（略）

- (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）

①～②③（略）

④ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm² 以下のものに限る。）

- (6)（略）

- (7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項）

- (8) ～ (12)（略）

7-92-2～7-92-4（略）

7-92-5 従前規定の適用①

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係）

7-92-5-1 装備要件

- (1) ～ (4)（略）

- (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。

この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。

① 配光可変型前照灯

② 方向指示器

③ 補助方向指示器

④ 非常点滅表示灯

⑤ 緊急自動車の警光灯

⑥ 道路維持作業用自動車の灯火

⑦ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）

⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

- (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。

- (7) ～ (9) (略)

●7-92-6、7-92-7 の改正については 7-92-5 と同じ。

側方衝突警報装置に係る規定を新設(6-98の4、7-98の4、8-98の4)
--

●対象になる自動車

- ✓ 車両総重量が 8 トンを超える貨物自動車等

●適用される時期

- ✓ 令和 4 年 5 月 1 日以降の新型車
- ✓ 令和 6 年 5 月 1 日以降の継続生産車

側方衝突警報装置の新設に伴う改正(7-2)

7-2 長さ、幅及び高さ

7-2-1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあつては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係）

①～③ (略)

- ④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-100 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び

反射器を含むものとする。(細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係)

⑤ (略)

(2) (略)

(3) 外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-100 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあつては、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあつては、その自動車の最外側から 100mm を超えて突出してはならない。

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項関係、細目告示第 84 条第 4 項関係)

① (略)

② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置にあつては、取付けられた状態

附則 (令和元年 10 月 15 日規程第 42 号)

1. この規程は、令和元年 10 月 15 日から施行する。
2. 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車であつて、令和元年 10 月 15 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、1-3 中「幼児専用車」の規定は適用しないことができる。

なお、「令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。

- ① 令和元年 10 月 14 日において幼児専用車として使用の過程にある自動車
- ② 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
- ③ 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

—審査事務規程第 26 次改正—（抜粋） 令和元年 12 月 27 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 27 次改正—（抜粋） 令和 2 年 1 月 31 日

検査場における掲示等について、受検時の注意事項を修正(4-2)

4-1（略）

4-2 自動車検査場における掲示等

(1) ～ (2)（略）

(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。

ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

① 各検査コース共通の受検時の注意事項

ア 受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。

※二輪検査コースの場合には表示対象外

協定規則第152号(乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置)の取込みに係る改正
(7-15、8-15、7-16、8-16)

●対象になる自動車

- ✓ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び非牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満の自動車
- ✓ 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び非牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下の自動車

●適用される時期

- ✓ 令和 3 年 11 月 1 日（輸入自動車は令和 6 年 7 月 1 日）以降の新型車
- ✓ 令和 7 年 12 月 1 日（輸入自動車は令和 8 年 7 月 1 日）以降の継続生産車

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 装備要件

(1) ～ (3) (略)

(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項関係、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)

① 指定自動車等以外の自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの

② 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもののうち、高速道路等において運行しない自動車

③ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

④ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車

7-15-2 性能要件

7-15-2-1 テスタ等による審査 (略)

7-15-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係)

①～④ (略)

⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

⑥～⑦ (略)

7-15-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)、(4) 及び (5) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)

① (略)

② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア (略)

イ 7-16-2-3 (1) ①から④までの基準 (7-16-2-2 (2) の基準に適合するものに限る。)

③～④ (略)

(3) ～ (4) (略)

(5) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下の自動車に備える衝

突被害軽減制動制御装置は、UN R152-00 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車

(6) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(4) 及び (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに適用される基準に適合するものとする。

①～③ (略)

7-15-3 (略)

7-16 乗用車の制動装置

7-16-1 装備要件

(1) (略)

(2) (1) の制動装置には、次の①から④までに掲げる装置を備えること。

ただし、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものについては④に掲げる装置の装備を要しない。(細目告示第 15 条第 3 項、第 8 項関係、細目告示第 93 条第 3 項、第 9 項関係)

①～③ (略)

④ 衝突被害軽減制動制御装置

7-16-2 性能要件

7-16-2-1 (略)

7-16-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係、第 171 条第 9 項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。

この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。

【表示】(略)

7-16-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から⑤までに掲

げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項、第 8 項関係、細目告示第 93 条第 3 項、第 9 項関係)

①～② (略)

③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S3 の 5、6.及び 7.に適合すること。

④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-S2 の 5、6.及び 7.に適合すること。

⑤ 衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-00 の 5.及び 6.に適合すること。

(2) (略)

7-16-3 (略)

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の様式が改められたことに伴う改正(7-24、8-24)

7-24 高圧ガスの燃料装置

7-24-1 性能要件

7-24-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
(略)		(略)	(略)
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する 液化石油ガス自動車燃料装置用容器 (溶接容器に限る。)		(略)	(略)
平成元年 3 月 31 日以前に容	(略)	(略)	(略)

	器検査に合格した容器	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)
			(略)	(略)
			20 年 <u>以上</u>	(略)
(略)			(略)	

※1 (略)

(ウ) (略)

イ (略)

②～⑭ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3 の 7.1.1.2.又は UN R146-00 の 7.1.1.2.に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(エ) における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
<u>最高充填圧力 (MFP)</u>	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔エ〕における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

(4) (略)

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	

イ (略)

7-24-1-2 (略)

7-24-2～7-24-3 (略)

運転者の視野遮へい物の装着禁止に係る規定の明確化(6-38、7-38、8-38)

6-38 運転者席

7-38 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、UN R125-01-S1 の 5.及び 6.に定める基準。

ただし、平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-01-S1 の 5.1.3.に定める間接視界装置として取扱うものとする。（細目告示第 27 条第 1 項、適用関係告示第 18 条の 2 関係）

(2) (略)

7-38 運転者席

7-38-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係）

①～③ (略)

④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。

ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。

ア サンバイザ

イ 後写鏡及び後方等確認装置

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器

エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

オ 7-52-1-1 (1) ⑧に規定するもの

カ 運転に必要な情報を表示するためのもの

⑤ (略)

(2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側

面ガラス分割バー、後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 7-52-1-1（1）に掲げるものを除く。）があってはならない。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（イ）に限る。）及びオの状態とする。

(3) (略)

届出書面に係る最大安定傾斜角度計算書及び最小回転半径計算書を省略できる場合の取扱いを明確化(別添2、別添4)

別添 2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領

1.～5. (略)

附則 1～附則 2 (略)

附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）

1.～6. (略)

7. 届出書等の記載要領等

7.1.～7.5. (略)

7.6. 重量分布計算に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあつては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。

7.7. 最大安定傾斜角度に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあつては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。

(1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの

(2) 2 軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの

(3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したものであつて、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの

(4) 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが 2.0m 以下のもの

(5) 車両総重量が 3.5t 以下、かつ、高さが 2.0m 以下の被牽引自動車

7.8. 最小回転半径に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

(1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの

(2) 最遠軸距が 5.0m 以下のもの

7.9.～7.16. (略)

8.～10. (略)

別添 4（4-15 関係） 改造自動車審査要領

1.～6. (略)

7. 書面審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 届出書等の訂正した箇所には、届出者又は担当者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は担当者の訂正の印又は署名がなされている場合であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

(記載例) 車名及び型式欄訂正 1 字削除 1 字加入

8.～11. (略) 別表第 1 (略)

別表第 2（別添 4 の 4.1.関係） 届出書等内容一覧表

(略)
備考 (1) ～ (2) (略)
(7) 注 5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。 この場合において、改造後においてもホイールベースが 5.0m 以下である自動車にあっては、添付を省略することができる。
(8) ～ (9) (略)

別表第 3（別添 4 の 7. (1) 関係）

書面審査

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3.添付資料	(a) ～ (b) (略)	(略)	(略)	(略)
①～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑩最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準に適合していることが確認できるものであること	計算により求める場合には、本則7-7-1 (3)の規定に基づく	(a) 軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らか	計算値が11mを超え

	ること。	算式で計算するものとする。	かなもの。 (b)改造後の実測証明があるもの。 (c)改造後においても軸距が5.0m以下であるもの。	る場合は実測する。
⑪～⑲ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 4 (略)
第 1 号様式～第 6 号様式 (略)

—審査事務規程第 28 次改正—（抜粋） 令和 2 年 3 月 31 日

用語の定義に「アンサーバック機能を有する灯火」を追加(1-3)

アンサーバック機能を有する灯火

乗降口に備える扉の解錠又は施錠と連動して作動する灯火であって、以下の全ての要件を満足する灯火をいう。

- ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。
- ② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。
- ③ 一連の作動時間が 3 秒以下であること。

検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化(4-1)

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①～⑫（略）

⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。

⑭～⑳（略）

(2) ～ (6)（略）

その他の灯火の制限に「アンサーバック機能を有する灯火」を追加(7-92、8-92)

7-92 その他の灯火の制限

7-92-1 装備要件

自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。

なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係）

(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項）

①～⑳（略）

㉔ アンサーバック機能を有する灯火

②⑤ 走行中に使用しない灯火

- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項）

①～⑩（略）

⑪ アンサーバック機能を有する灯火

⑫ 走行中に使用しない灯火

- (3) ～ (4)（略）

- (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）

①～②④（略）

②⑤ アンサーバック機能を有する灯火

- (6) ～ (10)（略）

- (11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ①⑦から①⑨に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）

- (12)（略）

附則（令和 2 年 1 月 31 日規程第 52 号）

この規程は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

—審査事務規程第 29 次改正—（抜粋） 令和 2 年 4 月 2 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 30 次改正—（抜粋） 令和 2 年 6 月 12 日

用語の定義に新たな用語を追加(1-3)

●大型特殊自動車に「農耕作業用トレーラ」を追加

大型特殊自動車

次に掲げる自動車をいう。

- ①（略）
- ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、農耕作業用トレーラ及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの
- ③（略）

●自動運行装置に係る用語を追加

- ✓ サイバーセキュリティ
- ✓ 作動状態記録装置
- ✓ 自動運行装置
- ✓ 走行環境条件
- ✓ 走行環境条件付与書
- ✓ プログラム
- ✓ リスク最小化制御

自動運行装置を備える自動車の審査に係る規定を新設(4-21)

4-21 自動運行装置を備える自動車の審査

自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。

4-21-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、4-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、4-12-1（1）⑧に基づく自動運行装置に係る 7-104-2-3（1）の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、4-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求め、事務所等において写しに原本と照合済みであることを表示する

ことをいう。

4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断

(1) 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 指定自動車等

別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの

② 並行輸入自動車

別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの

③ 試作車又は組立車

走行環境条件付与書の提示があるもの

(2) 新規検査若しくは予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）の提示がある自動車

当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載があるもの

② 新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車

走行環境条件付与書の提示があるもの

4-21-3 走行環境条件付与書の提示等

(1) 4-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、7-104-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② 自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であって、新たに当該装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

(2) 4-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、

走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

- ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
- ② 新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

4-21-4 自動運行装置を備える自動車の審査中断

4-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある場合は、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

車体の形状に「農耕作業用トレーラ」を追加(5-3)

5-3-8 車体の形状

車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。

なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあっては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。

自動車の分類	車体の形状
(略)	(略)
大型特殊自動車（注2）	【用途が「ー」となるもの】 「タイヤ・ローラ」（車両重量が8t未満のもの）「ロード・ローラ」（車両重量が8t未満のもの）「グレーダ」（車両重量が5t未満のもの）「スクレーパ」（積載容量が3m3未満のもの）「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」 「ダンパ」（積載容量（能力）が15t未満のもの）「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリア」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」（車両重量が3t未満のもの）「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリア」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「 <u>農耕作業用トレーラ</u> 」「ボール・トレーラ」 (略)

注1. ～注3. (略)

自動運行装置を備える自動車について備考欄の記載事項を追加(5-3-8)

5-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.～38. (略)	(略)	(略)
<u>39.自動運行装置を備えた自動車</u>		
<u>(1) 指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの</u>	<u>自動運行装置搭載車である旨</u>	<u>自動運行装置搭載車</u>
<u>(2) (1) 以外のもの</u>	<u>自動運行装置搭載車である旨</u>	<u>運行装置搭載車</u>
	<u>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</u>	<u>近運技第 123 号 令和 2 年 4 月 1 日</u>

自動運行装置を備える自動車の電気装置について、サイバーセキュリティの確保及びプログラム等の改変に係る規定を新設(7-25、8-25)

7-25 電気装置

7-25-1 性能要件

7-25-1-1 視認等による審査 (略)

7-25-1-2 書面等による審査

(1) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項関係、細目告示第 99 条第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項関係）

① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有す

る電気装置

- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置

- (2) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 21 条第 4 項関係、細目告示第 99 条第 5 項、第 6 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置

(3) ～ (6) (略)

7-25-2～7-25-11 (略)

最大積載量及び最大積載容積の表示に係る規定の改正 (7-32、8-32)

7-32 車体表示

7-32-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項、細目告示第 100 条第 22 項）

- ① 最大積載量にあつては、kg 又は t
- ② 最大積載容積にあつては、L 又は m³

(2) ～ (3) (略)

7-32-2～7-32-4 (略)

二輪ロービーム測定適用時期の変更に係る改正(7-62、7-63)

7-62 走行用前照灯

7-62-1～7-62-3 (略)

7-62-4 適用関係の整理

(1) ～ (4) (略)

(5) 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。

① (略)

7-62-5～7-62-8 (略)

7-62-9 従前規定の適用⑤

令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。

① (略)

7-62-9-1～7-62-9-3 (略)

7-63 すれ違い用前照灯

7-63-1～7-63-3 (略)

7-63-4 適用関係の整理

(1) ～ (6) (略)

(7) 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-63-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。

① (略)

7-63-5～7-63-10 (略)

7-63-11 従前規定の適用⑦

令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。

①(略)

7-63-11-1～7-63-11-3 (略)

自動運行装置の審査に係る規定の新設(6-104、7-104、8-104)

6-104 自動運行装置

7-104 の規定を適用する。

7-104 自動運行装置

7-104-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第 48 条第 1 項関係）

7-104-2 性能要件

7-104-2-1 テスタ等による審査

なし。

7-104-2-2 視認等による審査

なし。

7-104-2-3 書面等による審査

(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)

- ① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。
- ② 運転者の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。
- ③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。
- ④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。
- ⑤ 走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。
- ⑥ ③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。
この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。
- ⑦ 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。
- ⑧ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。
- ⑨ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。

ア 走行環境条件を満たしていない場合

イ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合

⑩ 自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者に表示するものであること。

また、当該表示は運転者が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。

⑪ 自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。

また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。

⑫ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。

⑬ 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。

⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものに限る。）にあつては、細目告示別添 122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。

⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、細目告示別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

(2) 次に掲げる自動運行装置及び 4-21-3 の規定により走行環境条件付与書の提示があつた自動車に備える自動運行装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

この場合において、「その機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。

① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている自動運行装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき自動運行装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置

7-104-3～7-104-4（略）

8-104 自動運行装置

8-104-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第 48 条第 1 項関係）

8-104-2 性能要件

8-104-2-1 テスタ等による審査

なし。

8-104-2-2 視認等による審査

(1) 自動運行装置の作動中、確実に機能するものであること。

(2) 自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものは、(1) の基準に適合しないものとする。

この場合において、「自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。

8-104-2-3 (略)

8-104-3～8-104-4 (略)

附則（令和 2 年 6 月 12 日規程第 8 号）

1. この規程は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。
2. 令和 2 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、令和 2 年 6 月 12 日付け規程第 8 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式とすることができる。

令和2年7月17日
自動車局整備課

スキャンツールの導入補助を開始

(貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金)

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネルギー性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は7月27日(月)から受け付けます。

1. 公募期間

令和2年7月27日(月) ～ 10月30日(金)※

※ ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容(概要)

- ・ 補助対象事業者に対して、スキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助(補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意ください。)
- ・ 補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法及び問い合わせ先

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他補助事業に関するお問い合わせにつきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

- ・ **パシフィックコンサルタンツ株式会社(補助事務執行団体)**

ホームページ: <https://www.pacific-hojo.jp/>

TEL: 03-5280-9501 FAX: 03-5280-9502

※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。
また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先(申請方法等のお問い合わせは上記のパシフィックコンサルタンツ(株)へお願いします)】

- ・ 国土交通省自動車局整備課 高瀬、濱田

TEL: 03-5253-8111(代表)(内線42-415)、03-5253-8599(直通)

FAX: 03-5253-1639

令和 2 年 5 月 2 9 日

北海道運輸局

自動車技術安全部技術課

保安基準緩和認定の取消処分について

令和元年 1 1 月 2 1 日に J R 根室線の橋りょうに積載物品を衝突させ、約 2 ヶ月間の列車運休が生じた事故を引き起こした保安基準緩和認定自動車※（セミトレーラ）について、認定の取消処分を行いました。当該処分により、当該自動車は運行できなくなり、当該自動車の使用者は 6 ヶ月間は新規の保安基準緩和申請ができなくなります。

※ 構造や使用実態が特殊であると申請された自動車（長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する大型貨物車など）であって、道路運送車両の保安基準第 5 5 条の規定に基づき地方運輸局長が一定の制限を付して保安基準の緩和認定をした自動車

【処分対象事業者及び営業所名】

北央貨物運輸株式会社 本社営業所（北海道富良野市字西扇山 1 8 0 0 - 2 - 1）

【行政処分の内容】

道路運送車両の保安基準第 5 5 条第 6 項第 3 号に基づく認定の取消処分

【処分対象自動車】

自動車登録番号 旭川 1 1 を 6 6 9 3

車体の形状 セミトレーラ

【処分年月日】

令和 2 年 5 月 2 9 日

【違反内容】

①道路運送車両の保安基準第 5 5 条第 2 項により付した制限に違反したこと。

制限内容「運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。」

■ 積載重量の制限違反（過積載運行、道路交通法違反）

■ 制限外積載許可違反（無許可、道路交通法違反）

■ 特殊車両通行許可違反（無許可、道路法違反）

②鉄道施設を損傷し、列車を運休させる事故を引き起こしたこと。

<問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課^{ないき}：内木、伊東

TEL:011-290-2753(直通) FAX:011-290-2705

点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

法第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ（参考）

一般消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

- 例
- チラシ
 - パンフレットや説明書
 - ポスターや看板
 - 新聞や雑誌に掲載された広告
 - テレビCM
 - ウェブサイト 等



過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

- 例
- 一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
 - 来店者にもれなく提供される粗品
 - 商店街の福引きセールで提供される旅行券 等



北海道運輸局管内整備事業の現況(令和2年3月31日現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和2年3月末現在において、認証工場数は4,175工場で対前年比16工場の減少、指定工場数は1,796工場で対前年比7工場の減少となっています。

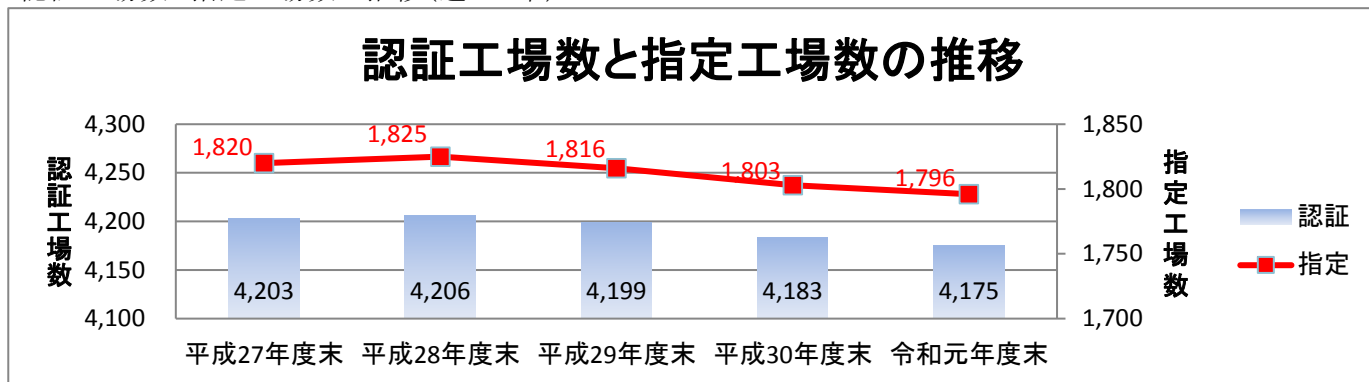
これらを運輸支局別にみると、札幌のみ認証が増加し、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が約15%、その他は10%前後となっています。

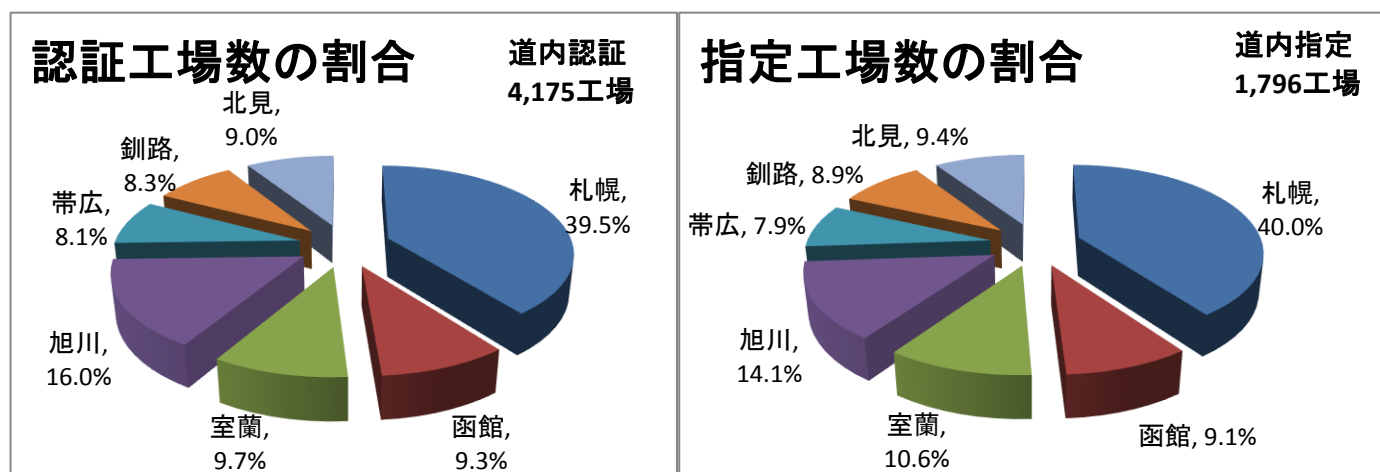
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
札幌	認証	1,654	1,647	1,649	1,651	1,649
	認定	52	51	51	51	50
	指定	727	732	728	723	719
	指定／認証	44.0%	44.4%	44.1%	43.8%	43.6%
函館	認証	397	397	397	394	390
	認定	25	23	23	22	22
	指定	172	171	169	165	164
	指定／認証	43.3%	43.1%	42.6%	41.9%	42.1%
室蘭	認証	406	410	408	407	407
	認定	15	15	15	15	14
	指定	191	191	191	190	190
	指定／認証	47.1%	46.8%	47.0%	46.6%	46.7%
旭川	認証	676	678	671	667	666
	認定	41	41	40	39	40
	指定	259	258	256	256	254
	指定／認証	38.1%	38.3%	38.3%	38.1%	38.1%
帯広	認証	335	334	336	335	340
	認定	34	33	33	32	32
	指定	143	143	142	142	142
	指定／認証	43.1%	42.8%	42.7%	42.8%	41.8%
釧路	認証	349	352	351	348	346
	認定	20	20	20	21	22
	指定	158	159	159	159	159
	指定／認証	45.1%	44.6%	45.3%	45.2%	46.0%
北見	認証	386	388	387	381	377
	認定	19	19	19	19	19
	指定	170	171	171	168	168
	指定／認証	43.3%	43.6%	44.0%	44.1%	44.6%
局計	認証	4,203	4,206	4,199	4,183	4,175
	認定	206	202	201	199	199
	指定	1,820	1,825	1,816	1,803	1,796
	指定／認証	43.3%	43.2%	43.5%	43.4%	43.0%
全国計	認証	92,156	92,042	92,053	91,785	91,639
	認定	2,856	2,820	2,805	2,773	2,757
	指定	29,863	29,977	30,103	30,104	30,106
	指定／認証	32.1%	32.2%	32.4%	32.6%	32.9%
局／全国	認証	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
	認定	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
	指定	6.1%	6.1%	6.0%	6.0%	6.0%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

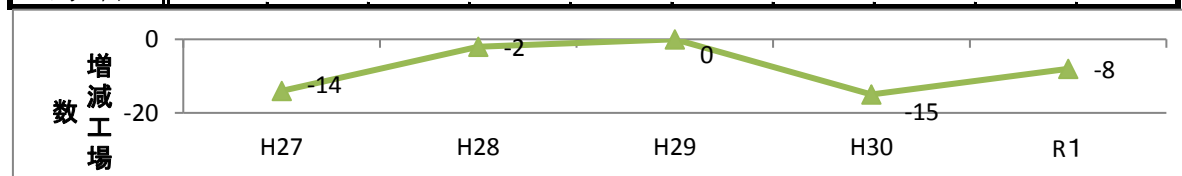


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和2年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

項目 支局別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	34	40	32	34	31	29	30	28	32	34
函館	3	4	4	4	3	3	6	9	2	6
室蘭	4	6	7	3	3	5	3	4	3	3
旭川	10	7	9	7	6	13	9	13	11	12
帯広	3	2	3	4	2	0	5	6	7	2
釧路	4	9	4	1	0	1	2	4	2	4
北見	3	7	7	5	3	4	0	6	0	4
局計	61	75	66	68	48	48	55	70	57	65



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転 立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
H27	2	2	5	11	18	3	1	0	0	33	75
H28	4	0	6	1	22	0	0	0	0	30	63
H29	0	2	2	4	24	1	1	0	0	21	55
H30	4	1	12	3	12	0	0	1	0	38	71
R1	2	2	7	3	21	0	0	0	0	32	67

注:その他に取消件数も含む。

(2)整備主任者数及び検査員数

令和2年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は11,225名で対前年比35名の増加、検査員数は5,609名で対前年比69名の増加となっています。

整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

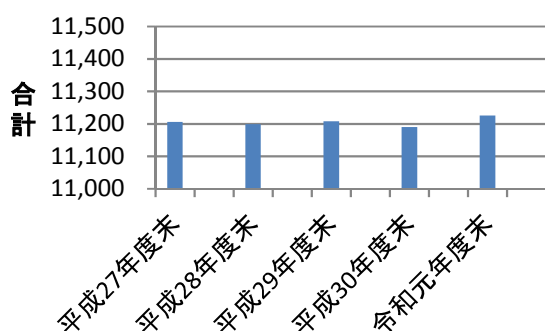
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
札幌	4,533	4,535	4,554	4,595	4,597
函館	1,000	1,004	1,009	1,006	1,001
室蘭	1,152	1,152	1,138	1,127	1,153
旭川	1,744	1,729	1,720	1,694	1,723
帯広	1,079	1,072	1,083	1,071	1,059
釧路	873	883	869	858	854
北見	825	824	835	839	838
局計	11,206	11,199	11,208	11,190	11,225
全国計	221,158	221,351	222,008	222,041	222,290
局／全国	5.1%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%

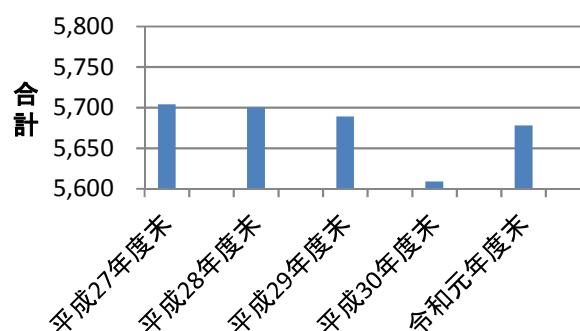
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
札幌	2,337	2,332	2,324	2,272	2,283
函館	498	495	497	480	487
室蘭	600	598	592	596	600
旭川	845	842	842	835	856
帯広	503	511	516	521	540
釧路	419	419	411	408	408
北見	502	503	507	497	504
局計	5,704	5,700	5,689	5,609	5,678
全国計	93,431	94,468	95,642	96,097	96,822
局／全国	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.9%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月1日現在

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)
			3 ヵ月 (別表 3)	3 ヵ月 (別表 4)	6 ヵ月 (別表 5)	6 ヵ月 (別表 5の2)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、ハイヤー、タクシー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪を含む)
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満	○						2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	霊柩	二輪						●	3年	2年	バイク便(貨物ではない)
		定員10名以下	○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量8トン以上	○						1年	←	トラック(3輪車含む)
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満	○						2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車10以下(軽以外)	○						1年	←	園児送迎車【軽は別表6】
		普通・小型			○				2年	1年	乗用車
		軽			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
	二輪	小 型				○			2年	1年	250cc超えバイク(3輪バイク含む)
		検査対象外軽自動車				○			なし	←	250cc以下バイク(3輪バイク含む)
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車等
		車両総重量8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車等
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満	○						2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
自家用自動車	貨物	軽			○				2年	←	タンク車、冷蔵冷凍車等
		車両総重量8トン以上	○						2年	1年	
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満			○				2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	乗用	軽					●		2年	←	バス
		定員11名以上	○						1年	←	
		幼児専用車10人以下(軽以外)			○				1年	←	
		普通・小型					●		3年	2年	
		普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年	
	二輪	軽					●		3年	2年	一般乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車
		軽(有償旅客)					●		3年	2年	
		三輪			○				2年	←	
		小 型(特殊二輪を含む)						●	3年	2年	
		検査対象外軽自動車						●	なし	←	
	特種	普通・小型(二輪を除く)	○8トン以上		○8トン未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、救急車
		普通・小型(有償旅客)			○				2年	←	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
		車両総重量8トン以上	○						1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、散水車、塵芥車、活魚運搬車、冷蔵冷凍車、ポート・トレーラ、給水車、現金輸送車
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満			○				2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽					●		2年	←	
		軽(有償旅客)					●		2年	←	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
	大特	車両総重量8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		車両総重量8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、 ポール・トレーラ
		車両総重量8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8トン未満			○				2年	1年	
	大特	車両総重量8トン未満トレーラ			○				2年	1年	ストラドル・キャリア、 ポール・トレーラ
		検査対象外軽自動車(二輪を除く)			○				なし	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

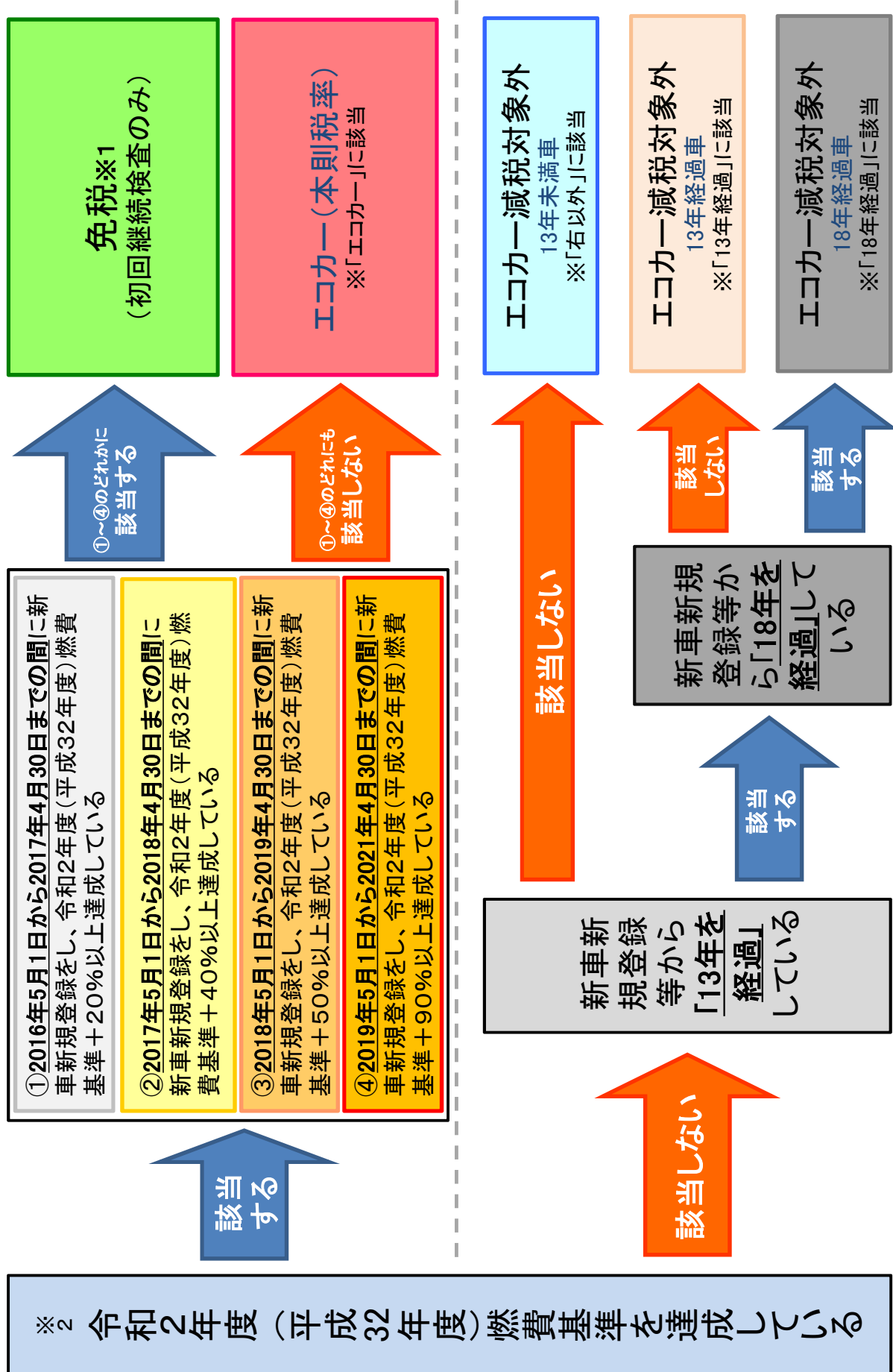
(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は、●印:2年 ○印:1年

2. 別表3:事業用自動車、別表4:被けん引自動車、別表5:自家用貨物自動車、別表5の2:二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6:自家用乗用自動車、別表7:二輪自動車(レンタカーを除く)

平成31年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○2019年5月1日から2021年4月30日までに乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税だった車両でも、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。
 ※2 平成22年度燃費基準50%達成車は、令和2年度(平成32年度)燃費基準達成車に読み替えができます。詳細は、中古車特例の概要をご覧ください。

13年・18年経過車早見表

自動車検査証更新年月		登録自動車・小型二輪				軽自動車	
年	月	18年経過		13年経過		18年経過	13年経過
令和2年	5月	平成14年	6月以前	平成19年	6月以前	平成13年以前	平成18年以前
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成15年	1月以前	平成20年	1月以前	平成14年以前	平成19年以前
令和3年	1月	"	2月以前	"	2月以前		
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成16年	1月以前	平成21年	1月以前	平成15年以前	平成20年以前
令和4年	1月	"	2月以前	"	2月以前		
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成17年	1月以前	平成22年	1月以前	平成16年以前	平成21年以前
令和5年	1月	"	2月以前	"	2月以前		
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		

※ 登録自動車及び小型二輪は、初度登録(検査)年月から18年(13年)経過する月の1日以降に受ける検査から適用
検査対象軽自動車は初度検査年から18年(13年)経過した年の12月1日以降に受けた検査から適用

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、[次回自動車重量税額照会サービス](#)を開始しました。～

① <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

②

<https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

③ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧一読ください。
④ 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00～21:00)

③ 照会画面へ

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

④ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日である自動車重量税額照会サービスをご利用ください。

車台番号 (全桁)	NHW20-■■■■■
検査予定日	2018/04/30
有効期間年数	2年

● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

⑦ 15,000

自動車重量税額 (円)

戻る

ご利用について

※ 軽自動車検査協会HPで照会可能

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期してはいますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



北海道運輸局

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは半角・大文字で入力してください。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

1. 車台番号 (全桁)

※ 自動車検査証等に記録されている車台番号の全桁を入力してください。

④ NHW20-■■■■■ (半角)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合
[] (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等での最終検査等の手続を行う予定日) (任意)

⑤ 2018/04/30 カレンダー

⑥ 照会

重要なお知らせ

軽自動車の次回重量税額照会サービスが始まりました。

軽自動車検査協会HPからバナーをクリックしてください。
スマートフォンはこちら⇒



> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

● 車台番号が英数字のみの場合

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合

[]

(選択)

(半角数字)

2. 検査予定日 (軽自動車検査協会にて継続検査等の手続きを行う予定日) (必須)

カレンダー

照 会

①. 車台番号を全桁入力 (すべて半角で入力してください)

②. 受検予定日をカレンダーから入力

③. 照会ボタンをクリック

※ご利用可能時間 9:00～21:00

(年末年始 (12/29～1/3) 及びメンテナンス時を除く)

また、次回自動車重量税額照会サービス開始に伴い、次回自動車重量税額メール通知サービスにつきましては、令和2年3月27日 (金) 18時をもって受付終了し、令和2年3月31日 (火) をもってサービスを終了いたします。

重量税早見表
継続検査用

1 免税車の1回目の車検

- (令和元年5月1日～)
- ①平成28年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+20%以上を達成している自動車
 ②平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+40%以上を達成している自動車
 ③平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+50%以上を達成している自動車
 ④令和元年5月1日から令和3年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+90%以上を達成している自動車
 ①～④のどれかに該当する自動車は初回継続検査等時は免税

2「本則」は令和2年度(平成32年度)燃費基準達成している車で上記に該当しないものの車検

3「暫定(通常)」は令和2年度(平成32年度)燃費基準達成している車以外の車齢13年未満の車に使用

乗用2年

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
～0.5T	50	82	114	126	～0.5T
～1.0T	100	164	228	252	～1.0T
～1.5T	150	246	342	378	～1.5T
～2.0T	200	328	456	504	～2.0T
～2.5T	250	410	570	630	～2.5T
～3.0T	300	492	684	756	～3.0T

事業用乗用

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
～ 0.5T	25	26	27	28	～ 0.5T
～ 1.0T	50	52	54	56	～ 1.0T
～ 1.5T	75	78	81	84	～ 1.5T
～ 2.0T	100	104	108	112	～ 2.0T
～ 2.5T	125	130	135	140	～ 2.5T
～ 3.0T	150	156	162	168	～ 3.0T

乗用1年

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
～0.5T	25	41	57	63	～0.5T
～1.0T	50	82	114	126	～1.0T
～1.5T	75	123	171	189	～1.5T
～2.0T	100	164	228	252	～2.0T
～2.5T	125	205	285	315	～2.5T
～3.0T	150	246	342	378	～3.0T

(参考) 重量税計算ツール

次回自動車重量税額照会サービス(ご利用可能時間 9:00～21:00)
<https://www.nextmvtv.mlit.go.jp/nextmvtv-web/>

一般社団法人
 日本自動車整備振興会連合会 <http://naspa.jp/>

二輪車

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
1年車検		19	23	25	1年車検
2年車検		38	46	50	2年車検

事業用二輪車

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
1年車検					1年車検
2年車検		30	32	34	2年車検

乗合、特種1年【2t以下】

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
～1.0T	25	41	57	63	～1.0T
～2.0T	50	82	114	126	～2.0T

軽自動車

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
自家用	50	66	82	88	
事業用	50	52	54	56	

貨物、乗合、特種1年【2t超～】

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過		
貨物のみ	～1.0T	25	33	41	44	～1.0T
貨物のみ	～2.0T	50	66	82	88	～2.0T
貨物のみ	～2.5T	75	99	123	132	～2.5T
	～3.0T	75	123	171	189	～3.0T
	～4.0T	100	164	228	252	～4.0T
	～5.0T	125	205	285	315	～5.0T
	～6.0T	150	246	342	378	～6.0T
	～7.0T	175	287	399	441	～7.0T
	～8.0T	200	328	456	504	～8.0T
	～9.0T	225	369	513	567	～9.0T
	～10.0T	250	410	570	630	～10.0T
	～11.0T	275	451	627	693	～11.0T
	～12.0T	300	492	684	756	～12.0T
	～13.0T	325	533	741	819	～13.0T
	～14.0T	350	574	798	882	～14.0T
	～15.0T	375	615	855	945	～15.0T
	～16.0T	400	656	912	1008	～16.0T
	～17.0T	425	697	969	1071	～17.0T
	～18.0T	450	738	1026	1134	～18.0T
	～19.0T	475	779	1083	1197	～19.0T
	～20.0T	500	820	1140	1260	～20.0T
	～21.0T	525	861	1197	1323	～21.0T
	～22.0T	550	902	1254	1386	～22.0T
	～23.0T	575	943	1311	1449	～23.0T
	～24.0T	600	984	1368	1512	～24.0T
	～25.0T	625	1025	1425	1575	～25.0T
	～40.0T	1000	1640	2280	2520	～40.0T

以下、貨物乗合・特種

以下、貨物・乗合・特種

事業用貨物、特種1年、乗合

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
～ 1.0T	25	26	27	28	～ 1.0T
～ 2.0T	50	52	54	56	～ 2.0T
～ 3.0T	75	78	81	84	～ 3.0T
～ 4.0T	100	104	108	112	～ 4.0T
～ 5.0T	125	130	135	140	～ 5.0T
～ 6.0T	150	156	162	168	～ 6.0T
～ 7.0T	175	182	189	196	～ 7.0T
～ 8.0T	200	208	216	224	～ 8.0T
～ 9.0T	225	234	243	252	～ 9.0T
～10.0T	250	260	270	280	～10.0T
～11.0T	275	286	297	308	～11.0T
～12.0T	300	312	324	336	～12.0T
～13.0T	325	338	351	364	～13.0T
～14.0T	350	364	378	392	～14.0T
～15.0T	375	390	405	420	～15.0T
～16.0T	400	416	432	448	～16.0T
～17.0T	425	442	459	476	～17.0T
～18.0T	450	468	486	504	～18.0T
～19.0T	475	494	513	532	～19.0T
～20.0T	500	520	540	560	～20.0T
～21.0T	525	546	567	588	～21.0T
～22.0T	550	572	594	616	～22.0T
～23.0T	575	598	621	644	～23.0T
～24.0T	600	624	648	672	～24.0T
～25.0T	625	650	675	700	～25.0T
～40.0T	1000	1040	1080	1120	～40.0T

特種2年

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
2年車検					2年車検
～1.0T	50	82	114	126	～1.0T
～2.0T	100	164	228	252	～2.0T
～3.0T	150	246	342	378	～3.0T
～8.0T	400	656	912	1008	～8.0T
～20.0T	1000	1640	2280	2520	～20.0T

事業用特種2年

	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
2年車検					2年車検
～1.0T	50	52	54	56	～1.0T
～2.0T	100	104	108	112	～2.0T
～3.0T	150	156	162	168	～3.0T
～8.0T	400	416	432	448	～8.0T
～20.0T	1000	1040	1080	1120	～20.0T

北海道 運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
○ 輸送・監査担当 011-731-7167
○ 検査整備保安担当 011-731-7168
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001
FAX ○ 総務企画、輸送・監査 011-712-2405
○ 検査整備保安、登録 011-712-2406

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002
FAX 0138-49-1042

●旭川運輸支局 本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003
FAX ○ 総務企画、輸送・監査 0166-54-4755
○ 検査整備保安、登録 0166-51-5273

●室蘭運輸支局 本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004
FAX 0143-44-4019

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005
FAX ○ 総務企画、海事関係 0154-51-0124
○ 輸送・監査、検査整備保安、登録 0154-51-6523

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006
FAX 0155-36-2669

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007
FAX 0157-61-8248

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

- ・検査申請のお問い合わせ **「02181」**
- ・車の登録手続きのお問い合わせ **「037」**

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報

○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報

〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕

○未認証行為に関する情報

〔場所、工場名、特定整備(※)の内容、特定整備を行った車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

※ 特定整備とは分解整備及び電子制御装置整備のことをいいます。

○保安基準に関するお問い合わせ

○リコールに関する情報

○基準緩和、試作車、ユーザー車検について

○運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報

〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



フリーダイヤル **0120-744-960**
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

自動車音声受付 **03-3580-4434**
(年中無休・24時間)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館

TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1640

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

- 電話 ○ 管理課 011-290-2751
○ 整備・保安課 **011-290-2752**
○ 技術課 **011-290-2753**
○ 保安・環境調整官 011-290-2754

【FAX】011-290-2705

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

- 自動車登録手続き等に関する事務
自動車の整備事業の指導監督に関する事務
自動車の検査に関する事務
運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務

<問い合わせ先一覧>

(社名五十音順)

平成31年4月1日現在

会 社 名	住 所	担当部署	電 話
ア ウ デ イ ジ ャ パ ン (株)	東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラストタワー16F	オーディオ・コミュニケーションセンター 9:00～19:00(年中無休)	0120-598-106
い す ゞ 自 動 車 (株)	東京都品川区南大井6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター 月～金 9:00～17:00 (除く所定の休日)	0120-119-113
F C A ジ ャ パ ン (株)	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル	ジープ コールセンター 9:00～21:00(年中無休)	0120-712-812
G L M (株)	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	GLMコールセンター 9:00～18:00 (土日祝日を除く)	0774-39-8822
ジャガー・ランドローバー・ジャパン(株)	東京都品川区北品川6-7-20 ガーデンシティ北品川御殿山9階	お客様相談室 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	0120-922-772
ス ズ キ (株)	静岡県浜松市南区高塚町300	お客様相談室 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-402-253
ダ イ ハ ツ エ 業 (株)	大阪府池田市ダイハツ町1-1	ダイハツお客様コールセンター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00	0800-500-0182
テスラモーターズジャパン 合 同 会 社	東京都港区南青山2-23-8	お客様相談センター 平 日 11:00～19:00 土・日・祝日 10:00～18:00	03-6890-7700
ト ヨ タ 自 動 車 (株)	名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	トヨタ自動車 お客様相談センター 9:00～18:00(365日年中無休)	0800-700-7700
		レクサスインフォメーションデスク 9:00～18:00(365日年中無休)	0800-500-5577
ニコル・レーシング・ジャパン 合 同 会 社	神奈川県川崎市幸区戸手2-5-7	ニコル・グループお客様相談室 10:00～17:00(土日祝日、GW、夏期、年末年始 休業日を除く)	0120-699-250
日 産 自 動 車 (株)	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	お客さま相談室 9:00～17:00(12/31～1/2を除く)	0120-315-232
ビ ー ・ エ ム ・ ダ ブ リ ュ ー (株)	東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	BMW カスタマー・インタラクシオン・センター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-269-437
		MINI カスタマー・インタラクシオン・センター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-329-814
		BMW i カスタマー・インタラクシオン・センター 9:00～20:00	0120-201-438
日 野 自 動 車 (株)	東京都日野市日野台3-1-1	お客様相談窓口 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン(株)	愛知県豊橋市明海5番地の10	フォルクスワーゲン カスタマーセンター (年中無休 24時間受け付け)	0120-993-199
富 士 重 工 業 (株)	東京都渋谷区恵比寿1-20-8	SUBARUお客様センター 平 日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-05-2215
ブジョー・シトロエン・ジャポン(株)	東京都渋谷区東3-16-3 エフ・ニッセイ恵比寿ビル	ブジョー コール (9:00-19:00 年中無休)	0120-840-240
		シトロエン コール (9:00-19:00 年中無休)	0120-55-4106
ポ ル シ ェ ジ ャ パ ン (株)	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー29階	カスタマー・ケア・センター 月～金 9:00～18:00	0120-846-911
ポ ル ボ ・ カ ー ・ ジ ャ パ ン (株)	東京都港区芝公園2-6-3 芝公園フロントタワー	お客様相談室 平日のみ 9:00～17:00	0120-922-662
本 田 技 研 工 業 (株)	埼玉県和光市本町8-1	お客様相談センター 9:00～12:00/13:00～17:00	イフレアイオ 0120-112010
マ ツ ダ (株)	広島県安芸郡府中町新地3-1	マツダコールセンター 平 日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-386-919 (携帯電話からもご利用 になれます)
三 菱 自 動 車 工 業 (株)	東京都港区芝5-33-8	お客様相談センター 平 日 9:00～17:00 土 ・ 日 9:00～12:00 土 ・ 日 13:00～17:00	0120-324-860
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス (株)	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2	お客様相談センター 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 (所定の休日を除く)	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本(株)	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー	メルセデス・コール 9:30-12:00、13:00-17:30 (所定の休業日を除く)	0120-190-610
		スマートコール 9:30～12:00/13:00～17:30 (土・日・祝日を除く)	0120-656-256
U D ト ラ ッ ク ス (株)	埼玉県上尾市大字壺丁目1番地	お客様相談室 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 (会社休業日を除く)	0120-67-2301
U D ト ラ ッ ク ス (株) (ポ ル ボ ト ラ ッ ク)	埼玉県上尾市大字壺丁目1番地	ポルボ・トラック・ジャパン営業管理担当 9:00～18:00	048-615-8190
ル ノ ー ・ ジ ャ ポ ン (株)	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	ルノー・コール 9:00～18:00(年中無休)	0120-676-365

平成29年1月1日現在

団 体 名	住 所	担当部署	電 話
<国内メーカー> 一 般 社 団 法 人 日 本 自 動 車 工 業 会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 16・17階	業務統括部	03-5405-6132
<海外メーカー> 日 本 自 動 車 輸 入 組 合	東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル 5階	会員業務部	03-5765-6812
<販 売 店 (登録車)> 一 般 社 団 法 人 日 本 自 動 車 販 売 協 会 連 合 会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 15階	法務部	03-5733-3110
<販 売 店 (軽自動車)> 一 般 社 団 法 人 全 国 軽 自 動 車 協 会 連 合 会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 11階	総務部	03-5472-7861
<中 古 車> 一 般 社 団 法 人 日 本 中 古 自 動 車 販 売 協 会 連 合 会	東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	企画部	03-5333-5881
<整 備> 一 般 社 団 法 人 日 本 自 動 車 整 備 振 興 会 連 合 会	東京都港区六本木6-10-1 森タワー 17階	事業部	03-3404-6143

国土交通省以外のお問い合わせ先等

北海道立消費生活センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
相談専用 050-7505-0999

公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2-3 日比谷国際ビル18階
フリーダイヤル 0120-028-222